

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	港湾局	港湾施設及び海岸保全施設の一斉点検を適正に行うべきもの	<p>東京港湾事務所（以下「管理事務所」という。）は岸壁、棧橋等の「港湾施設」を、東京建設事務所（以下「建設事務所」という。）は外郭防潮堤、内部護岸等の「海岸保全施設」を所管し、それぞれ施設の維持管理を行っている。</p> <p>これら施設の維持管理を行うに当たり、両所は、施設の機能状態を定期的に把握することなどを目的として、「港湾構造物点検マニュアル」（以下「点検マニュアル」という。）を策定し、施設の外観について目視で確認できる異常を把握し、補修の必要性を検討する「一次点検」と、その結果を踏まえて実施する「二次点検」を定めている。</p> <p>ところで、両所における港湾施設及び海岸保全施設の一斉点検について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>ア 港湾施設の異常時点検</p> <p>イ 地震・台風後に緊急で行う異常時点検（異常時点検①）で使用している「災害対策現況報告」では、点検マニュアルに定める記載事項を網羅していないことから、対象の施設及び項目について漏れなく点検が行われたか確認できない。</p> <p>ロ 一般点検及び異常時点検①で異常報告を受けた場合に臨時で行う異常時点検（異常時点検②）について、施設補修部署が補修の要否について報告書に点検・判定結果を記載することとしているが、点検・判定結果の記載がないことから、点検が実施されたか確認できない。</p> <p>ハ 港湾施設の定期点検</p> <p>ニ 点検マニュアルでは、対象となる施設ごと、かつ点検項目ごとに判定を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしているが、その報告書がないことから、点検が実施されたか確認できない。</p> <p>ホ 海岸保全施設の定期点検</p> <p>ヘ 点検マニュアルでは、対象となる施設ごと、かつ点検項目ごとに異常の有無を点検マニュアル所定の報告書に記載することとしている。</p> <p>ヘ しかしながら、建設事務所は、異常発見時に所独自に作成することとされている「施設異常発見報告書」を用いて異常のあった箇所のみを記載している。所はこれをもって点検を行ったとしているが、この報告は、点検マニュアルに定める記載事項を網羅していないことから、対象の施設及び項目について漏れなく点検が行われたか確認できない。</p>	<p>ア 港湾施設の異常時点検</p> <p>イ 異常時点検①は現行の点検マニュアルに定めた様式に記入するよう周知し、既に是正している。</p> <p>ロ 当面、異常時点検②に因しても現行の点検マニュアルに定めた様式に記録するよう是正を図った。</p> <p>ハ 港湾施設の定期点検</p> <p>ニ 点検結果については、所定の様式に記録するよう是正した。</p> <p>ヘ なお、対象となる施設ごとに点検結果が記載しやうい様式に改めよう、点検マニュアル改訂の準備を進めており、これまでに2回の検討会を開催している。</p> <p>ホ 海岸保全施設の定期点検</p> <p>ヘ 海岸保全施設の一斉点検のうち、職員による船舶を使用しての護岸の一斉点検については、6月より引き続き、点検マニュアルに定める様式を用いた報告を行っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
31	港湾局	外郭防潮堤及び内郭護岸の一般点検を適正に行うべきもの	<p>建設事務所は、外郭防潮堤及び内郭護岸の一般点検のうち、陸上からの巡回点検について、委託により実施している。</p> <p>この契約の仕様書について見たところ、</p> <p>① 業務内容について、「港湾構造物点検マニュアル」（以下「点検マニュアル」という。）に定める全点検項目及び施設ごととの点検方法を示すべきところ、項目が網羅されていない。</p> <p>また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない</p> <p>② 点検結果の報告は、点検箇所ごとの異常の有無及び異常箇所の内容を記載させるのみとなっており、点検項目ごとの異常の有無となっていない</p> <p>ことから、点検マニュアルに定める方法により、対象施設の点検項目について漏れなく点検が行われたか確認できない状況となっている。</p>	<p>ア 単独契約工事の場合は、補修等が必要となる案件が発生した場合、契約書に定める工期、発注限度額及び工期の範囲内で、受託者に対し、その都度指示を行い、施工させるものである。</p> <p>この指示について見たところ、東京港湾管理事務所では、次のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>イ 指示記録簿の作成</p> <p>「指示記録簿」の作成及び内容決定を行う「指示記録簿」の作成及び内容決定を行う「指示記録簿」を基にした説明及び確認行為を行っていない。</p> <p>ロ 指示書の決定</p> <p>指示日より前に施工している事例及び補修原因発生又は把握の前に指示決定している事例があり、要領に定めた手順による指示及び施工となっていない。</p> <p>ハ 執行管理</p> <p>指示記録簿を作成しておらず、所定の手続をしないまま受託者に指示し施工させていることから、発注限度額の超過などを防止できない状況となっている。このため、[道路緑地管理委託]において支出で緑地管理委託その2]の指示として取り扱い、支出している。</p> <p>ヘ 指示記録簿の作成</p> <p>平成26年度は、受託者に対し点検マニュアルに定める点検項目及び点検方法を書面で指示した。</p> <p>平成27年度の委託においては、点検マニュアルに定める点検項目及び点検方法を仕様書に明記するとともに、報告書も点検マニュアルに定める様式に修正し、点検マニュアルの内容を取り込んだものとした。</p> <p>イ 単独契約工事実施要領に基づき、「指示記録簿」を作成し、指示内容を受注者に説明したことを記録に残すよう是正した。</p> <p>ロ 内容確認したことを記録に残すよう是正した。</p> <p>ハ 指示書の決定</p> <p>補修案件の発生以降の進行管理を適切に行うため、管理簿を用い記録することとした。</p> <p>ヘ これにより、補修発生原因日や指示口の経過を明らかにし、要領に定めた手順による指示及び施工となるよう是正した。</p> <p>ヘ 執行管理</p> <p>「指示記録簿」の作成のほか新たに指示記録簿に合わせた付属表を作成し、発注限度額の管理を適正に行うよう改善した。</p>
32	港湾局	指示を適正に行うべきもの		

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	港湾局	検収を適正に行うべきもの	<p>港湾整備部が決定した「単価契約工事実施要領」では、受託者は、施工完了時に、「完了届」とともに工事記録写真及び発生材料の処理に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物管理票の写し（以下「マニフェスト」という。）などの関係書類を提出することとしており、工事主管課は、これらに基づき検収を行っている。</p> <p>この検収について見たところ、東京港管理事務所では、次のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>ア 指示期限 指示期限までに施工がなされていないもの、指示期限までに施工が完了したかが確認できないものがあるにもかかわらず、指示期限内に施工が完了したものととしており、適正に検収を行っていない。</p> <p>イ 施工内容 「完了届」及び関係書類を見たところ、発生材料の運搬及び処理について、受託者は複数の指示に係る運搬・処理をまとめて行っていることから、 ① 指示ごとの施工内容が指示内容と適合しているか確認できない ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきマニフェストを利用した適正な運搬及び処理が確保されているかについて、各指示に対応するマニフェストがないため、確認できない 状況であったにもかかわらず、指示どおりに施工が完了したものととしており、適正に検収を行っていない。</p>	<p>ア 指示期限 工事記録写真等の関係書類を日付を明記することと徹底し、指示期限内に履行していること を明確にした。 また、工事監督補助業務による検収を行うものについて、監督員と監督補助員との間のヒューマンエラー防止のため、電子メールも活用して情報共有の徹底を図っている。</p> <p>イ 施工内容 平成26年度は施工完了を確認できるよう、工事記録写真を日付を入れること、また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくマニフェストを利用した、指示ごとの運搬及び処理を徹底した。 上記により、単価契約工事に係る検収を適正に行うよう是正した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
34	港湾局	単価契約工事の運用を適切に行うべきもの	<p>港湾整備部が決定した「単価契約工事実施要領」において、単価契約工事は、港湾施設、海岸保全施設等の維持管理に關して、総師契約工事では対応が困難な即時性又は小規模性のある工事を対象としている。</p> <p>また、単価の設定に当たっては、即時性又は小規模性における平均損失時間を算出した労務単価を割り増した単価を設定する場合があり、各所が、契約ごとにその業務内容に応じて、割増単価の設定の有無について判断している。</p> <p>ところで、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において単価契約工事を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>① 東京港管理事務所では、港湾施設の利用に支障を及ぼす事案に対し、即時に対応する必要があるとして割増単価を設定しているが、補修対象事案の把握から指示までに、特段の理由もなく時間を要している事例が認められた。</p> <p>② 東京港建設事務所では、海岸保全施設の維持管理に必要な補修等を随時施工するため締結している「東京港海岸保全区域内地内管理権及びその他補修工事」において、補修事案の発生時期及び補修の要否の判断時期について、記録がなく確認できない状況であった。</p>	<p>① 補修事案を速やかに処理するため、補修依頼を受付けてから着手までの記録を行う管理簿を作成し、事案発生から着手までの経過を明らかにした。 さらに、着手まで時間を要する案件については、その理由を記載するようにした。</p> <p>② 補修事案が発生した場合、発生（発見）時期及び補修の要否の判断等を記録した「土木施設異常発見報告書」を作成し、記録として残すものとし、補修が必要と判断した場合には、発生（発見）の都度、単価契約工事の指示を行った。</p>
35	港湾局	単価契約工事の適正な執行について指導を行うべきもの	<p>港湾整備部は、単価契約工事の適正な執行を図るため、「単価契約工事実施要領」（以下「要領」という。）を定めており、要領に基づく指示手続、検収等の契約事務に係る所定の手続を経ることなどにより、各所における内部牽制・統制が有効に機能する仕組みとなっている。</p> <p>しかしながら、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において、①指示を適正に行っていないもの、②検収を適正に行っていないものなど、改善を要する事例が多数発生している。</p> <p>期は、両所に対し、要領の趣旨を徹底するなど、単価契約工事の適正な執行を図る必要がある。</p>	<p>管理事務所及び建設事務所内の各課工務係長が出席する「工務係長会」（平成26年8月28日開催）において、「単価契約工事実施要領」について指導した。 具体的には、 ① 港湾局基準類掲示板へ掲載していることを改めて周知・徹底 ② 同要領の確実な運用に基づく適正な執行についての指導を行った。 また、平成26年9月12日付けで関係課長宛てに文書による通知を行い、更なる徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	港湾局	工事監督補助業務委託を適切に行うべきもの	<p>港湾整備部は、東京港管理事務所及び東京港建設事務所が行う一部の土木工事の工事監督補助業務について、「平成25年度工事監督補助業務委託契約」（契約金額：5,985万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を東京港埠頭株式会社（以下「受託者」という。）に特命して締結している。</p> <p>任書において、</p> <p>① 受託者は、出来形確認の現場立会等の実施した監督補助の内容について、「工事監督補助日誌」（以下「日誌」という。）に記載し、監督員へ提出すること</p> <p>② 本委託の監督員は、対象工事の監督員が兼務すること</p> <p>③ 本委託の監督員の業務は、受託者が実施した監督補助の実績を確認することとしている。</p> <p>ところで、本委託の対象工事のうち、東京港管理事務所が実施した単体契約工事については、指示前施工や履行遅延となっている事例が認められた。</p> <p>部は、監督を適切に行わせるなど、工事監督補助業務委託を適切に行われた。</p>	<p>港湾整備部は、「管理事務所及び建設事務所の各課工事係長が出席する「工事係長会」（平成26年8月28日開催）において、単体契約工事における工事監督補助業務の役割を改めて周知し、適切に工事監督補助業務を行うよう依頼した。</p> <p>また、平成26年9月12日付けで関係課長宛てに文書による通知を行い更新の徹底を図った。</p> <p>東京港管理事務所は、受注者に指示したことについて伝達できるよう管理簿に基づき、定期的に情報共有を図った。</p> <p>さらに、監督補助業務の事務処理について、監督員を対象とした講習会等を平成26年8月28日に開催し周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	港湾局	業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行うべきもの	<p>東京港管理事務所は、臨港道路・埋立地等（以下「道路等」という。）の管理に万全を期することを目的として、「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」（契約金額：1億5,176万7,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結し、毎日行う道路巡回警備及び年2回行う道路面・設備等の定期調査等を行わせている。</p> <p>ところで、この契約による道路等の管理について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>ア 補修依頼事案の対応</p> <p>補修等の対応に係る記録がなく補修等の対応を実施したか確認できない事例、また、事案発生の報告後、速やかに補修等の指示を行っていない事例が認められた。</p> <p>イ 管理道路調査報告の対応</p> <p>年2回行う道路面・設備等の定期調査は、道路等の破損などの状況を調査するものであり、所は、その結果を「管理道路調査報告書」により報告させている。</p> <p>この「管理道路調査報告書」について見たところ、①位置を示す図と事項の記載のみで、現場写真がなく破損等の状況が不明なものがあるにもかかわらず、所は確認を行っておらず、状況を把握していない事例、②補修等の対応を行っていない事例が認められた。</p> <p>また、「管理道路調査報告書」は、この契約を所管する管理部署への提出・回付となっており、補修部署へ回付されていない。そのため、補修部署による事案の把握及び補修の要否の判断ができない状況となっている。</p>	<p>ア 補修依頼事案の対応</p> <p>平成26年度から、港湾道路管理課が認知した道路損傷事案について、事案ごとの対応状況を迅速正確に把握するとともに、事後の経過を記録整理する「管理簿」を整備し、補修の必要性の判断等その経過の記入を徹底し、適切に指示を行うことにより効率かつ確実な施設維持管理を行った。</p> <p>イ 管理道路調査報告の対応</p> <p>平成26年度から、年2回の「管理道路調査報告書」に記載された事案については、補修部署へ回付及び「道路損傷等管理簿」へ登録するとともに、必要に応じて再度現況を確認し、補修等の対応方法について補修担当部署と調整し実施する。</p> <p>以上のことにより、道路等の管理を適時適切に行うよう改善を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
38	港湾局	ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行うべきもの	東京港管理事務所は、ふ頭内の樹木・寄植の剪定、除草等の緑地維持管理について、委託契約を締結している。この仕様書では、「街路樹等維持標準仕様書」（平成19年4月、建設局公園緑地部）に基づき、高木・中木・寄植剪定を年1回、除草等の緑地維持管理を年2回行うこととしている。 ところで、この契約の履行状況について見たところ、以下の適切でない点が認められた。 ① 業務履行日誌等（月ごとの工程表添付）の提出がなされていない。 ② 高木・中木・寄植剪定及び1回目の緑地維持管理の出来高について、完了届が未提出で検査を行っておらず、契約期限である平成26年3月14日に、2回目の緑地維持管理と一括して提出された完了届により、検査を行っている。 ③ 高木剪定は、契約内訳書において夏期剪定としている。着手時に提出された工程表においても、平成25年7月から同年10月の実施予定としているにもかかわらず、平成25年11月から平成26年1月に実施されており、実施時期が著しく遅延している。 さらに、完了届に添付された工程表の実施時期と作業記録写真の実施日とに相違があるものがある。	作業の進捗状況に係る情報を正確に把握するため、業務履行日誌に工程表を添付させることとした。 また、「街路樹等維持標準仕様書」に基づき、夏期剪定に維持管理できるよう、受注者に知して適切に工程管理を行った。 さらに、高木・中木・寄植（中木・低木）剪定及び1回目の緑地維持管理が完了した段階で、検査を実施した（南部地区：平成26年10月24日、東部地区：平成26年10月8日）。
39	水道局	点検を適切に行うべきもの	浄水部は、各浄水場において、中長期的な視点に立った計画的な維持管理を実施するため、「水道施設点検要領」（平成22年3月浄水部、以下「要領」という。）を定めている。 要領によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に見出すため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。 しかしながら、東村山浄水管理事務所では、東村山浄水場の平成25年度の点検について、第1回（5月）及び第2回（12月）を計画していたが、法でん池まか2か所については、第1回（5月）分を実施していなかった。	次のとおり、適切な施設点検の実施に向けて対応を図った。 ① 平成26年2月に施設点検計画書（平成26年度品質目標推進表）を作成した。 ② 平成26年度の施設点検第1回目を平成26年5月に実施した。 ③ 平成26年度の施設点検第2回目を平成26年12月に実施した。 ④ 平成27年度以降も施設点検計画書を策定し、確実な施設点検を実施していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
40	水道局	点検計画を策定し、点検を実施すべきもの	浄水部は、各浄水場において、中長期的な視点に立った計画的な維持管理を実施するため、「水道施設点検要領」（平成22年3月浄水部、以下「要領」という。）を定めている。 要領によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に見出すため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。	次のとおり、適切な施設点検の実施に向けて対応を図った。 ① 平成26年4月に平成26年度の点検計画を策定した。 ② 平成26年6月に小作浄水場内及び羽村導水ポンプ所等の施設点検（第1回目）を実施した。 ③ 平成26年12月に小作浄水場内及び羽村導水ポンプ所等の施設点検（第2回目）を実施した。 ④ 平成27年度以降も施設点検計画書を策定し、確実な施設点検を実施していく。
41	下水道局	業務実施状況に係るデータ入力の確認を適切に行うべきもの	施設管理部は、業務履歴検索システム（以下「システム」という。）により、管路破損に係る維持補修工事や故障処理作業における業務実施状況の情報などをデータベース化している。 このシステムは、下水道事務所が、各出張所の業務実施状況を確認・把握できるようにすることを目的としており、そのため、前年出張所職員が行う巡視・点検や故障処理作業等の実施状況をシステムへデータ入力することを各出張所に求めている。 ところで、中部下水道事務所において、システムから出力された「故障処理及び直営作業台帳」を見たところ、作業完了となっていた事例において、記載内容が不十分であるため、出張所が行った処理内容が不明で、所がシステムによる出張所の業務実施状況の確認・把握を十分に行えない状況が認められた。	業務履歴検索システムの適正な運用のため、平成26年3月4日、13日及び4月9日に事務所及び出張所の職員を対象とした説明会を実施し、同システムへの適切な入力や指導することにも、出張所内でデータ入力の確認を確実に行うよう、職員に注意喚起を行った。 また、毎月、事務所及び出張所にて入力内容の確認作業を行うとともに、四半期（7月、10月、1月、4月）ごとに、事務所において確認作業状況を集約の上、報告することとした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	教育庁	都立学校の公開講座の管理を適正に行うべきもの	<p>地域教育支援部は、「都立学校開放事業運営の手引（平成25年度版）」（以下「手引」という。）を定め、各学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」を実施している。</p> <p>手引によれば、教材の購入費や傷害保険の掛金などの実費については、開講前に割付させることを原則としている。</p> <p>また、領収書等の保管と収支を管理し、剰余金が生じたときには、受講者に返金しなければならぬとされている。</p> <p>ところで、都立学校公開講座の実費の管理について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>① あきる野学園において、材料を購入した領収証や受講者から実費を徴収した領収証控えがなく、また、現金出納簿が作成されていないであった。</p> <p>② 府中けやきの森学園において、傷害保険の掛金を受講者から事前に徴収せずに担当職員が立て替えて支払っていた。</p> <p>また、受講者の一部からは現金を徴収せず、担当職員が自己負担していた。</p> <p>③ 品川特別支援学校において、材料を購入した領収証が保管されていなかった。</p> <p>④ 港特別支援学校において、剰余金を受講者に返金せず、現金5万9,257円を充当していた。</p> <p>また、現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>各学校は、都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行われた。</p> <p>別部は、平成25年の定例監査において、別の学校でも同様の指摘を受けていることから、各学校に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>① あきる野学園は、平成26年度公開講座について、都立学校開放事業運営の手引（以下「手引」という。）に沿って、会計報告書等関係書類を適切に処理した。</p> <p>② 府中けやきの森学園は、平成26年度公開講座は、受講者が安全に講座を受講できると判断したことから、傷害保険料への加入の必要はないとし、実費徴収を行わなかった。</p> <p>また、今後は、傷害保険料等の実費徴収が必要な場合には、手引に沿って、適切な事務処理を行うこととした。</p> <p>③ 品川特別支援学校は、平成26年度の公開講座について、手引に沿って、会計報告書等関係書類を適切に処理した。</p> <p>④ 港特別支援学校は、書類が保管されている平成21年度以降の収支を確認し、現金出納簿を作成するとともに、剰余金の精算作業を行った。</p> <p>また、別部は、港特別支援学校に対し、平成27年2月7日時点の残金3万4,871円について、処理方針を通知し、適切に処理を行うよう指導した。</p> <p>別部は、全都立学校に対して、会計処理の適正化について平成26年8月26日付けで通知文を发出し、校長連絡会等において説明した。</p> <p>また、平成26年度から実施している担当者説明会を平成27年度も同様に開催し、手引の周知徹底を図る。さらに、別部は、公開講座で実費を徴収している学校について、引き継ぎ処理内容を確認し、必要な指導を行うていく。</p>

〔平成26年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	財務局	家屋調査の単価設定を適正に行うべきもの	<p>東京都石神井学園（25）「ツール棟その他解体工事（練馬区石神井台三丁目35番23号、工期：平成25.12.20～平成26.3.14、契約金額：2,924万2,080円）」は、老朽化によりツール棟その他の解体を行うものである。</p> <p>ところで、家屋調査の積算については、標準単価がないため見積りを基に単価設定している。</p> <p>このうち、報告書作成費の単価について見ると、請って見積価格より高い金額を入力したため、積算額約156万円が過大なものとなっている。</p>	<p>建築保全全部では平成26年6月23日付けで技術管理課より「適正な工事費積算の徹底について」を各課に通知し、各課において臨時課内会議を開き、指摘事項を周知するとともに、再発防止策として見積りの精査や直近工事との見積り比較を徹底するよう周知し、進行中工事の設計業務について緊急点検を実施した（平成26年6月24日点検完了）。</p> <p>また、職員の積算能力の向上のため、平成26年6月26日に積算業務研修を実施し、業務の強化を図った。</p> <p>さらに、積算チェックリストの表紙に簡易決裁欄を設け、担当者、担当係長、係長によるチェックが着実にされるよう改善した。</p>
44	財務局 (島しょ)	埋戻し土の単価設定を適正に行うべきもの	<p>東京都八丈支庁弁（24）付属棟改築その他工事（八丈島八丈町大賀郷2465番地1ほか、工期：平成24.7.24～平成25.5.00円）は、新庁舎の改築に伴い、関連施設等の整備を行うものである。</p> <p>このうち、埋戻し土について見ると、特記仕様書では、八丈町建設リサイクルストックヤードから土を搬入し埋戻し土として使用することとしている。</p> <p>しかしながら、積算では、土代として埋戻し購入砂の単価を計上しており、このため、積算額約214万円が過大なものとなっている。</p>	<p>建築保全全部では、平成26年6月23日付けで技術管理課より「適正な工事費積算の徹底について」を各課に通知し、各課において臨時課内会議を開き、指摘事項を周知するとともに、再発防止策として島しょの積算について、当地の資材等の状況を的確に把握した適正な単価設定を行うよう促し、進行中の設計業務について緊急点検を実施した（平成26年6月24日点検完了）。</p> <p>また、職員の積算能力の向上のため、平成26年6月26日に積算業務研修を実施し、業務の強化を図った。</p> <p>さらに、積算チェックリストの表紙に簡易決裁欄を設け、担当者、担当係長、係長によるチェックが着実にされるよう改善した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	主税局	ルーマエアコンの処理を適正に行うべきもの	平成25年度産業廃棄物等処分委託(員働)契約(大田区西蒲田七丁目1番1号、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31、契約金額:24万4,755円)は、大田郡執務事務所で排出した産業廃棄物の処分を行うものである。 ところで、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)によれば、ルーマエアコンは家庭用サイクル制度を利用したりサイクル処理をすることが定められている。しかしながら、本委託の産業廃棄物処理について見ると、これとは別の工事で撤去したルーマエアコンを、事業所で排出した物と一緒に産業廃棄物として処分している。	平成27年3月17日に「経理担当係長」を開催し、サイクルにまわすべき特定家庭用機器についての解説を行い、適正処理について周知徹底した。 また、当該大田郡執務事務所に對しては、平成27年1月15日に再発防止に努めるよう周知徹底するとともに、制度のわかりやすい解説資料をもつて再発防止を促した。
46	生活文化局	送風機等のサイズ選定を適切に行うべきもの	東京文化会館(25)空調その他設備改修工事(台東区上野公園5番45号、工期:平成25.12.13~平成26.11.21、契約金額:14億6,475万円)は、同会館の本館及び新リハール棟の空調設備その他を更新するものである。 このうち、新リハール棟換気設備の送風機及び排風機7台について見ると、必要能力に對応したサイズの機器を選定すべきところ、誤って大きなサイズを選定している。このため、積算額約263万円が過大となっている。	指稿の件については、平成26年11月12日付けの契約変更により減額是正した。 局は、平成27年1月6日の打合せにおいて、局長より工事所管課長に、指稿内容を踏まえて機械設備工事における送風機の積算を今後適正に行うよう周知した。 担当部署では、平成27年1月6日の施設係会において指稿事項の内容を周知し、図面チェックの際には送風機のサイズが適正かどうかフレンズ定図を使用し、確認することを徹底する旨、注意喚起を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
47	オリビック・パブリック準備局	水銀ランプの建設副産物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	岩洲海浜公園ヨット訓練所(25)外灯設備改修その他工事(江東区岩洲3丁目1番1、工期:平成25.8.7~平成25.9.20、契約金額:507万1,500円)は、ヨット訓練所の外灯、放送設備を改修するものである。 ところで、水銀ランプや蛍光灯には、微量の水銀が含まれている。これらを一般廃棄物として排出する場合は、自治体によって回収後の取り扱いが異なっている。 一方、工事に伴って排出する場合は、建設副産物として扱われ、東京都建設リサイクルガイドライン(平成23年6月)によれば、水銀やガラス等の再資源化に努めなければならぬとしている。	平成26年7月28日、スポンジ推進部内の技術職員を集め、指稿内容を踏まえた再発防止策について次のことを周知、徹底した。 局で新たに作成した「施工計画書チェックリスト」により、受注者から提出された施工計画書の内容について、計画書の提出時に照合して確認し、必要に応じて受注者に適宜指導することとした。 また、複数職員による確認の徹底を行うこととした。 さらに、再発防止のため、チェックリストの活用を局内に通知した。
48	都市整備局	透水性インテック舗装の単価設定を適正に行うべきもの	都営住宅三鷹市下連雀七丁目第3団地公園整備工事(三鷹市下連雀七丁目438番ほか、工期:平成26.2.13~平成26.6.25、契約金額:4,077万円)は、三鷹市下連雀七丁目第3団地の建替えに伴い、団地内の公園を整備するものである。 このうち、透水性インテック舗装の積算について見ると、代価明細表により単価設定を行っている。 しかしながら、代価明細表の作成に当たり、誤った単価を入力したため、積算額約122万円が過大となっている。	局は、平成26年9月9日に平成26年度工事監査報告会を開催し、局内の技術職員に對し全指稿案件を周知し、再発防止の徹底を図った。 設計部署(都営住宅経営部施設整備課)は、平成26年7月31日に課内の技術職員を對象に再発防止研修を行い、指稿事項の報告及び過去の監査指稿事項の確認、再発防止策の検討を行った。具体的な再発防止策として平成26年7月31日に「工事設計書照査記録表(公園工事)」を見直し、平成26年9月16日に間違いをなくするためのモデル設計書を作成した。 工事部署(西部住宅建設事務所建設課)は、具体的な再発防止策として平成26年7月31日より、建設課においても設計書の照査を行うことで二重照査を徹底した。

番号 49	対象局 病院経営本部	事項 解体工事の実施設計における委託料の積算を適正に行うべきもの	監査結果の要約 旧都立府中病院(25)解体工事実施設計(府中市武蔵台二丁目9番地の2、工期：平成25.4.26～平成25.9.10、契約金額：1,659万円)は、旧都立府中病院の解体に当たり設計業務を委託するものである。ところで、本部基準によると、解体工事における設計業務の委託料を算出する場合、設計に必要な既存図面の有無に応じて設計業務人数の補正を行わなければならないこととしている。しかしながら、本委託では、当該解体工事の設計に必要な既存図面が存在するにもかかわらず、設計業務人数の補正を行っていない。このため、積算額約166万円が過大なものとなっている。	講じた措置の概要 本部は、各病院に対し、平成27年2月13日の施設担当部長会において、「委託料積算時における留意点等を資料に研修を実施し、指摘内容及び再発防止に向けた取組を周知徹底した。本委託を実施した経営企画部総務課では、「委託料積算標準」等を資料に勉強会を平成27年1月23日に実施し、留意点等を周知・再確認し、留意点等、年度当初に実施すること、適正な執行に努める。また、再発防止策としては、積算後、設計書のチェックを複数人により実施する体制を構築した。これにより、積算における誤りや漏れ等を確実に発見し、適正な執行に努める。
----------	---------------	-------------------------------------	---	--

番号 50	対象局 病院経営本部	事項 共通費の積算を適正に行うべきもの	監査結果の要約 密封小線源室内照射システム設置工事(府中市武蔵台二丁目8番地の29、工期：平成26.1.11～平成26.3.31、契約金額：3,229万8,000円)は、多摩総合医療センター内の一室に密封小線源室内照射装置等を設置するため、倉庫仕様の部屋を治療室に改修するものである。ところで、共通費の積算について、本部基準によれば、共通施設費及び現場管理費は積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく比率により算定することとされている。しかしながら、本工事の共通施設費及び現場管理費の積算では、積み上げ金額と比率による金額を重複して計上している。このため、積算額約141万円が過大なものとなっている。	講じた措置の概要 本部は、平成27年2月13日の施設担当部長会において、指摘内容と併せて、下記の再発防止策について周知徹底した。 ① 「工種別積算チェックリスト」を病院の工事実施態に合わせたものを絞ったものに見直すとともに、「病院施設管本部自己検査のポイント(施設部門)」とあわせて研修を実施し、工事の各段階における留意点や積算時のチェック項目、特に見積りの精査について確認を行った。 ② 病院契約で請負工事、調査・設計委託等を行う場合、入札外案件で特命随意契約に該当するものについては、事前に本部施設整備係の技術職員へ相談するように通知した。本工事を実施した多摩総合医療センターでは、積算の適正化に向けて、下見積の精査と積算の重複がないかなどチェックリストを用いて各契約で行うよう、事業所においても担当者間で確認を行った。また、積算方法等、懸念がある案件については、施設整備係等に適宜相談を行い、指導を受け、再発防止に努めている。
----------	---------------	------------------------	--	---

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	建設局	護岸材料の単価設定を適正に行うべきもの	<p>中川堤岸崩壊補強工事(その2)4(葛飾区奥戸二丁目地内、工期:平成25.7.1~平成26.3.28、契約金額:7億3,944万9,900円)は、地震に強い壁防を整備するとともに、ララス部の整備により、川に押しみやすい環境を創出するものである。</p> <p>このうち、護岸材料である鋼管矢板の単価設定について見ると、局設計単価表に記載がないため定期刊行物を使用しており、その定期刊行物では肉厚12mmの場合、肉厚エキストラについて加算しないものと記載されている。</p> <p>しかしながら、本工事の鋼管矢板の単価設定では、別に肉厚エキストラを計上している。このため、積算額約162万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成26年11月18日に開催された設計係長会において、河川崩壊修繕から全事務所に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>工事を実施した江東治水事務所は、平成26年10月14日に江東治水事務所課長会を通じて事務所全職員に積算時には十分注意し積算するよう指示した。</p> <p>さらに、本案件を本庁主管課である建設局河川部に報告した。</p> <p>また、事例集に追記し、積算時にこれを参照し、チェックを行うようにした。</p>
52	建設局	受配電設備と発電設備の単価設定を適正に行うべきもの	<p>城山トンネル(仮称)整備工事のうち受配電設備工事(西一城山の8)(西多摩郡奥多摩町棚沢地内(主要地方道奥多摩青梅線(第45号))、工期:平成26.3.5~平成27.2.27、契約金額:9,708万120円)は、城山トンネル(仮称)に受配電設備と発電設備を設置するものである。</p> <p>このうち、受配電設備と発電設備の積算について見ると、高積算基準等に単価がないため、これら2つの品目について3社(A、B、C)の見積り比較では、受配電設備と発電設備の2品目の合計額が最低となるAの見積り価格から単価設定している。</p> <p>しかしながら、高積算基準によれば、見積価格の比較は原則として品目ごとに行うとしている。品目ごとに比較を行うと、受配電設備はBが、発電設備はCが最低価格であり、これらから単価設定するのが適正である。このため、積算額約465万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年1月20日付事務連絡(設備工事における機器の単価設定について(周知))により、適切な単価設定を行うよう局内へ周知を図った。</p> <p>本件工事を実施した西多摩建設事務所では、平成27年1月27日に課長会で所内各課に周知し、情報共有、周知徹底を図った。</p> <p>また、同日に課内会議を開催し、工事第一課職員に局通知文書を周知するとともに、局通知文書を受けて課内で見積りの取扱いを定め、再発防止に向け、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
53	建設局	アーク溶接時の呼吸用保護具の使用について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>歩道設置工事及び水路改修工事(25南西一長沼)(八王子市長沼町地内一般道路上踏日野線(第173号)北野街道、工期:平成25.7.8~平成26.5.15、契約金額:1億1,779万9,500円)は、都道の道路拡幅工事に伴い歩道設置工事及び水路改修工事を行うものである。</p> <p>ところで、平成24年4月1日に粉じん塵害防止規則(昭和54年省令第18号)及びじん肺法施行規則(昭和35年法律第30号)が改正され、金属をアーク溶接する作業については、従来の屋内での作業に加え、屋外における作業においても国家検定に合格した呼吸用保護具(防じんマスク)の使用が義務付けられた。</p> <p>しかしながら、本工事の屋外でのアーク溶接の作業状況について見ると、一部の作業について呼吸用保護具の使用が認められなかった。</p>	<p>局は、平成26年11月17日の建設局安全講習会(受注者向け)において、注意喚起を行った。</p> <p>工事を実施した南多摩西部建設事務所においては、アーク溶接時の呼吸用保護具の使用について周知を行うとともに、呼吸用保護具の使用状況について工事記録写真を撮影し、提出することを「工事実施に伴う留意事項」に追記した。</p>
54	建設局	産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>産業物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)では産業廃棄物処理業者の監視強化及び不法投棄防止のため、産業廃棄物の収集運搬車両にはその両側面への産業廃棄物の収集運搬車両である旨等の表示を義務付けている。</p> <p>しかしながら、交差点改良工事(25北北一すいすい三本坂交差点)ほか1件の工事に於けるアークアクトコンクリート塊及びエコングリーン土塊等の運搬状況について見ると、産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できないものが認められた。</p>	<p>局は、平成26年11月17日に建設局安全講習会(受注者向け)にて受注者に対し、表示義務及び書類の携帯に関して注意喚起を行った。</p> <p>さらに、標準仕様書に表示義務等を追記し、徹底した。指摘のあった各建設事務所においては、工事安全対策委員会等で各受注者及び監督員に対し周知を行った。</p> <p>また、日々の工事を安全点検項目に追加を行い、チェックすることによって再発防止を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
55	建設局	搬出業者の通行許可を確認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの	橋十間川底質固化体撤去工事（江東区亀戸二丁目地内から墨田区太平四丁目地内まで、工期：平成25.11.27～平成26.10.24、契約金額：2億7,587万7,360円）は、河底に固化されている汚染物質の除却と処分を行うものである。年法律第180号）第47条の2では、車両制限令に定める一般の制限値を超える特殊車両を通行させるようとする搬出業者は、通行しようとする道路の管理者に対して、通行を申請し許可を得なければならないとされている。また、東京都土木工事標準仕様書では、受注者は建設機械、資材等の運搬に当たって、車両制限令における一般の制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づき搬出業者が通行許可を得ていることを確認しなければならないと定められている。しかしながら、本工事の陸揚する固化体の搬出状況について見ると、総重量が一般的制限値の特例を超過しているにもかかわらず、搬出業者は必要となる通行許可を取得せず、受注者も取得状況を確認していなかった。	周は、平成26年11月17日に建設局安全講習会（受注者向け）にて、「特殊車両通行許可証」が必要の場合について指導を行った。工事を実施した江東治水事務所では、施工中の工事の受注者に対して、「特殊車両通行許可証」等の写しを提出するよう指示で通知した。また、平成26年12月4日の江東治水事務所工事安全対策講習会等において、特事許可の確認を徹底するよう受注者及び職員に周知徹底を図った。さらに、着手前の施工計画ヒアリングの際、契約時確認資料により、特殊車両通行許可の取得を遵守するよう徹底した。
56	東京消防庁	解体工事を専門業者を直接発注する場合は単価設定を適正に行うべきもの	東京消防庁練馬消防団庁舎（24）解体工事（か）2件は、庁所管の建物を解体するものであり、庁積算基準では、解体工事を総合建設業者ではなく解体専門工業者に直接発注する場合は、庁単価に含まれている下請け経費相当分を調整して積算することとしている。しかしながら、各工事では庁単価を調整せずそのまま適用したため、積算額計約49.2万円が過大なものとなっている。	総務部施設課では、平成26年3月27日、平成26年工事監査検討会を開催し、監査結果を報告して指摘事項を周知するとともに、解体工事を専門業者に発注する場合の単価設定について再確認した。平成26年度の解体工事発注担当者には、主な発注係となる建築設計監理係の会議の中で、研修を行い、徹底を図った。また、再発防止策として、起工時に確認する「積算上の留意事項」の解体工事欄に、専門業者に単価で発注する場合の単価調整の欄の注意書きを追記し、各係員が確認する体制とした。上記対応策をとることにより、解体工事発注時には適正な単価設定を行っている。
57	交通局	塗替塗装工事における施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	三田線高島平梁道橋他1橋塗替塗装工事（都営線三田高島平梁道橋、工期：平成24.10.4～平成25.2.28、契約金額：5,273万3,600円）は、都営三田線の架道橋の劣化を防止するため、塗替塗装を定期的に行うものである。ところで、塗装に当たっては、防錆効果と耐久性を確保していくため、塗料の一定の厚さ（以下、「塗膜厚」という。）が求められる。このため、契約書の特記仕様書には、塗装工程（下塗、中塗、上塗）における各層の塗料の種類と塗膜厚が定められている。さらに、仕様書では、塗膜厚が確保されているかを検証するため、一定の割合で各層における塗膜厚の記録表の作成と工事記録写真の撮影を義務付けている。しかしながら、工事の提出書類を見ると、塗膜厚の記録はあるものの、写真の撮影頻度が工事記録写真撮影基準を満たしておらず、また、一部の記録内容について照合ができていない。このことは、塗装の施工管理が十分でなく適切でない。	局における対応として、建設工務部長は平成27年1月23日、各保線管理所の施工担当職員に対して、以下を通知した。 ①撮影計画が工事記録写真撮影基準を満たしているかを確認すること。 ②受注者に写真の撮影を徹底させるとともに、施工段階に応じた写真を提出させ、適切な出来高管理と記録に努めること。 所における対応として、志村保線管理所においては平成27年1月26日、臨時の全体会議を開催し、建設工務部長の文書により、各監督員に対して周知を行った。また、今後受注する業者に向けて注意喚起を促す資料を作成し、交付することとした。
58	交通局	掘削作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	建設工事業災害防止対策要綱（土木工事編、建設省）第41では、受注者は地盤を掘削する場合、掘削の深さが1.5mを超える場合には原則として土留1を施すものとしている。しかしながら、浅草線木所吾妻橋駅北行線エレベーター設置土木工事（か）1件における既存埋設物を調査する試掘工について見ると、1.5m以上の掘削作業が発生したにもかかわらず、土留工を受注者が行わずに、掘削・埋戻し作業を実施していた。このような状況は、掘削面の崩落事故につながりかねない大変危険なものであることから、受注者に関係法令を守った安全対策を確実に実施させるべきである。	局における対応として、建設工務部長は平成26年3月24日、所の工事監督員に対して、掘削事項についての注意喚起を行った。その際、掘削事項が該当する工事受注者へ交えた会議にて、掘削作業時の法令遵守及び安全管理を徹底するよう指導している（平成26年11月17日の安全施工検討会、平成26年12月2日のリスク管理会議）。また、今後受注する業者に向けて、「受注者安全管理重点項目」に追記を行い、交付し周知することとした。